

始



工場取締規則解說

靜岡縣工場課

特254

295

03
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40

特254
295

工場取締規則解説

本年五月六日縣令第三〇號を以て工場取締規則が制定公布せられたのであるが、本令の趣旨とする所は、從來本縣には工場其のものに付ての規則がなく、唯市街地建築物法の適用區域に於てはこれに依る認可の手續を要し、又工場危害豫防及衛生規則の適用ある工場に付では、工場危害及衛生設備の規準が定められて居るのである。然る市街地建築物法は縣全體に適用せらるゝものでなく、又工場危害豫防及衛生規則は主として職工保護の目的の爲めの規定であつて、殆んど工場の建築、改築等は自由開放せられ一般公益上の立場から其の取締を欠いて居つたのである。最近生産工業は著しき發展を遂げ、各種の工場の新設、改築等が行はれつゝあるのであるが、中には工場設備の完全を欠き、往々之に由つて比隣公衆に重大の影響を及ぼすものも尠くないのであるが、從來の規定のみでは一般公共に對する保安並衛生警察の見地より遺

憾の點があるので、茲に一定の規準を設くる必要があり、各府縣の例に見ても既にかかる規定を實施し居るのであつて、本縣に於ても既に懸案として研究中であつたが、今回成案を得て其の實施を見たのである。而して本令の適用を受くべき工場の範囲は第一條に規定されて居るが、第二號以下の業務の性質が危険なもの又は、衛生上有害の虞ある工場を主たる對照として居るのである。

尙ほ工場法令との關係は、規定の内に設備又は届出事項が重複するものもあるが、本令は主として工場設置前の手續規定であり、又工場法適用工場以外のものに對しても適用ある場合が稀にある。故に工場法適用工場にあつては、その設置後此等重複する事項に付ては、工場法の關係法令に依るのが原則である。

第一條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス工場附屬建設物並設備ハ工場ト看做ス

- 一 常時三十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
- 二 毒劇藥又ハ毒劇物ノ製造、加工又ハ使用ヲ爲スモノ
- 三 爆發性、發火性又ハ引火性料品ノ製造、加工貯藏又ハ使用ヲ爲スモノ
- 四 有害ナル瓦斯若ハ蒸氣ヲ發生シ又ハ廢液ヲ排出スルモノ
- 五 著シク惡臭、震動若ハ騒響ヲ發シ又ハ煤煙若ハ粉塵ヲ飛散スルモノ

●本條は本令の適用を受くべき工場の範囲を規定したのである。第一號は職工の數を『三十人』とした當時の意義は工場法と同じである。第二號以下の工場は、主として化學工場を目標としたもので、大體工場法第一條第二號該當工場は其の取締を受くるもので、其の施行標準を左の通り定めた。尙現在本縣内に在る工場として該當するものは、其の次の『参考』として記載した様な工場である。唯本則は工場取締規則であるから、工場の形態を具備しないもの

には適用されないのである。

四

工場取締規則施行標準

第二號

毒劇薬、毒劇物ハ昭和十一年七月内務省令第十九號及第二十號ニ依ル

第三號

一、爆發性料品トハ左ノ如キモノヲ謂フ

鹽素酸加里、鹽素酸曹達、過鹽素酸加里、過鹽素酸曹達、過鹽素酸アムモニヤ、硝酸加里、硝酸曹達、硝酸アムモニヤ、硝化棉

ニトロベンゾール、デニトロベンゾール、ビクリン酸、其ノ他ノ芳香族ノ硝化物ニシテ爆發性ヲ有スルモノ、セルロイド

二、發火性料品トハ左ノ如キモノヲ謂フ

過酸化曹達、カリウム、ナトリウム、炭化石灰、生石灰、黃燐、赤燐、硫化燐

三、引火性料品トハ左ノ如キモノヲ謂フ（分量輕少ナル場合ヲ除ク）

エーテル、コロヂオン、二硫化炭素、アセトン、メチルアルコール、酒精、醋酸エチル、醋酸アミル、醋酸ブチル、ガソリン（石油エーテル、石油ベンゼン）燈油、ベンゾール、トルオール、キシロール、ソルベントナフサ、テレピン油

原油、石油製品、タール類、其ノ製品又ハ樹脂、若ハ瀝質物ノ乾馏製品其ノ他ニシテ「アーベル、ベンスキー」閉塞式發焰試驗器ヲ用ヒ氣壓七六〇耗ニ於テ攝氏七十度未満ノ溫度ニテ發焰スルモノ

第四號

一、有害ナル瓦斯、蒸氣トハ左ノ如キモノヲ含有スル場合ヲ謂フ（其ノ分量ノ少ナキ場合ヲ除ク）

水銀又ハ其ノ化合物（朱ノ如キ無害ナルモノヲ除ク）

五

鉛又ハ其ノ化合物

酸化亞鉛（亞鉛又ハ其ノ合金ヲ熔融スル場合ノ煙氣）

黃燐又ハ燐化水素

砒素化合物、クローム化合物、チアン化合物、マンガン化合物、クロール臭素、弗化水素、鹽酸蒸氣、硫酸蒸氣、亞硫酸瓦斯、硫化水素
硝氣（酸化窒素類）アムモニヤ、一酸化炭素、二硫化炭素、フォルムアルデヒート、アクロレイン、エーテル蒸氣、醋酸エチル、醋酸アミル、四鹽化エタン、テレビン油

タール蒸氣、ベンゾール、アニリン、其ノ他ノ芳香族及其ノ誘導體
石油瓦斯及蒸氣、多量ノ炭酸瓦斯

二、有害ナル廢液トハ左ノ如キモノヲ含有スル場合ヲ謂フ

纖維類

毒劇薬、毒劇物其ノ他類似化合物

第五號

一、著シク惡臭ヲ發スルモノトハ左ノ如キヲ謂フ

動物質ヲ原料トスル肥料製造、毛皮ノ精製、製革又ハ製膠、屑繭ノ精練

二、著シク震動若ハ騒響ヲ發スルモノトハ左ノ如キヲ謂フ

製罐、製釘

三、著シク粉塵ヲ飛散スルモノトハ左ノ如キヲ謂フ（分量少キ場合ヲ除ク）
多量ノ礦石、金屬、土砂、貝又ハ骨等ノ粉碎及乾燥研磨

多量ノ古綿、紙屑、襪襪等ノ撰別又ハ加工
起毛又ハ反毛

鍍金工場、鹽酸コカイン製造工場、寫眞フィルム工場、ヨード製造工場、農藥
製造工場、活性炭素再生工場、製氷工場（アンモニヤ使用）

第三號

纖維素塗料製造工場、アセトン製造工場、燐寸製造工場、煙火製造工場、ガソ
リン、礦油等ノ罐詰、二硫化炭素製造工場、護謨製造工場、溶剤ヲ用フル油脂
ノ採取工場、「コロヂウム」ヲ用フル紙撚製品ノ製造工場、ラッカー塗裝工場
溶剤ヲ用フル「ドライクリーニング」工場（單ニ拂拭スルモノヲ除ク）
以上分量輕少ナルモノヲ除ク
アセチレン瓦斯ヲ用フル熔接工場

第四號

硫酸製造工場、セロファン製造工場、染色工場、人絹工場、製紙工場、罐詰工
場、石炭瓦斯製造工場、壓縮酸素瓦斯製造工場、金屬マグネシウム製造工場

鹽素瓦斯、亞硫酸瓦斯、苛性ソーダ、晒粉等ヲ使用スル漂白工場
第五號

紙屑及ボロ撰別工場

金屬、骨、角、又ハ貝殻ノ粉碎、乾燥、研磨工場、製罐工場、石灰製造工場、
屑繭精練工場、製綿（古綿）工場、起毛工場、肥料製造工場
以上分量輕少ナルモノヲ除ク

第二條 工場ヲ設置セムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ增
築、改築、大修繕又ハ移轉ヲ爲サムトスルトキ亦同ジ但シ出願ニ關係ナキ事項ハ
之ヲ省略スルコトヲ得
一 住所、氏名及生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所々在地及代
表者ノ氏名）

二 工場ノ名稱及事業ノ種類

三 設置ノ場所（市街地建築物法適用區域ニ在リテハ其ノ地域、地區別）及敷地ノ面積

四 建物ノ概要（各建築物ノ構造、階數、面積及其ノ用途）

五 設備

イ 原動機ノ種類、据付方法、馬力數及箇數

ロ 汽罐、蒸罐、壓縮空氣槽等ノ種類、常用壓力大サ及箇數

ハ 主要機械、作業設備ノ種類及箇數

ニ 煙突ノ構造及箇數

ホ 防火及避難設備

ヘ 第一條第二號乃至第五號ニ該當スルモノニ在リテハ災害豫防又ハ除害方法

六 燃料ノ種類及一日ノ最大消費量

七 危險物品ノ製造、貯藏若ハ取扱ニ供スル建物又ハ槽ノ種類並危險物品ノ種類及其ノ最大數量

八 壓縮空氣槽、危險物品貯藏槽等ノ構造及据付方法ノ概要

九 製品ノ種類及一日ノ製造能力

〇 原料ノ種類及作業方法ノ概要

一 常時使用スル職工數（男女別）及寄宿舍收容定員

三 始業終業ノ時刻、休憩時間及休日

三 起工及竣工期日

四 圖面

イ 敷地附近ノ見取圖（方位及周圍二百米以内ノ地形、人家等ノ位置ヲ明示スルコト）

ロ 建築物及重要設備ノ配置圖

ハ 建築物各階ノ平面圖
 ニ 煙突、汽罐、蒸罐、壓縮空氣槽、危險物品貯藏槽等ノ構造圖

●工場を新設せんとするときは、本條第一項の事項を具備した願書を知事に提出し、許可を受けねばならない。

この願書の記載事項に付て説明すれば、

- (一) 第一項第二號の事業の名稱は大體工場法の業務の種類に依る。
- (二) 同第三號の設置場所には市街地建築物法の適用區域なるや否。若し適用區域とせば地區別、例へば工業、商業、住宅等の區別である。
- (三) 同第四號各建物の用途とは事務所、作業場、寄宿舎、食堂等の區別、種類を異にする作業場あるときは其の種類等で、構造の概要とは木造亞鉛板（瓦葺、スレート葺）平屋の如きである。
- (四) 同第五號設備中イの原動機の種類とは、蒸汽機關、蒸氣タービン、瓦斯機關、石油機關タービン水車、ベルトン水車及電動機である。
- (ハ) の主要なる機械とは、業務に關し主要なる機械を指稱するのであつて、製糸業に於ける織絲機、兩織機、織物業に於ける力織機、整經機、製紙業に於ける抄紙機の如きである。
- (ヘ) は危険有害工場に於ける公害の豫防、又は除害設備は公害紛議の未然防止の目的に出づるものであるから、危険有害にして公害紛議發生の虞ある工場に在りては、可成詳細に記載するを要する。
- (五) 同第十一號の常時使用職工數は必ずしも現在數に依らず、其の設備により使用し得る最大の員數を記載するのである。
- (六) 同第十二號の始業終業の時刻とは、工場法の關係に於て説明を必要とする。保護職工を使用する法適用工場の就業時間は普通十一時間に限定せられ、之を延長するも十三時間を超過することは出來ない。十三時間として、午前五時始業午後六時終業あり、午前六時始業午後七時終業の場合もあり、茲に云ふ始業及終業の時刻とは前掲の例によれば午前五時及午後七時を云ふのである。

休憩時間も保護職工は六時間を超ゆるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少く

とも一時間を與ふことを要すべきで、又休日も毎月二回を設けねばならない。故に就業時間なり休憩時間、休日は右の範圍に於て夫々配置されたものを記載すべきである。尙工場法による手續は其都度爲すべきで、工場法の就業時間の制限を解除するものではない。

(七) 同第十四號イの敷地の周圍二百米以内の見取圖は、工場の附近の状況を推知するに足る程度のもので、第三條第一號及第二號の場所を示すことが必要である。
(ロ)の建築物は主として作業場が必要であるが、尙工場附屬の食堂、炊事場、浴場、便所等衛生に關係ある建物に付ても必要である。又主要設備に付てもなるべく詳細に圖示し圖中餘地なきときは説明を附加加ふことは差支ない。

尙工場の増設、改築、大修繕、移轉に付ては新設に準じ關係事項を記載し、關係部分の圖面を添付し、許可を受くることを要するのである。

而して添付圖面には、縮尺を記入し増設、改築、修繕等の場合には其部分を着色又は横線等の方法により明示さることを希望する。

第三條 左ノ各號ノ一一該當スル場所ニハ工場ノ設置ヲ許可セズ但シ土地ノ状況、

構造、設備、事業ノ性質等ニ依リ公益ヲ害スル虞ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 御用邸、官公署、學校、圖書館、社寺、病院、公園、名勝地其ノ他公共ノ營造物等ニ近接セル場所

二 第一條第二號乃至第五號ニ掲タルモノニ在リテハ人家稠密ノ場所又ハ之ニ近接スル場所

前項各號ニ該當セズト雖特ニ公益ヲ害スル虞アリト認ムル場所ニ在リテハ工場ノ設置ヲ許可セザルコトアルベシ

●市街地建築物法適用區域に於て、工場設置の位置に付ては同法關係法令に詳細規定して居るのでこれに依るのであるが、それ以外の區域に於ては、工場の位置は第三條に規定する制限を受ける、この規定は公益の保全、衛生の保持を目的とするのである。

第一號の近接する場所及人家稠密の場所等、自ら右の目的に合するが如く裁量されるのであ

第四條 工事竣工シタルトキハ知事ニ其ノ旨届出デ検査ヲ受クベシ

竣工検査ニ合格シタルトキハ別記様式第一號ノ使用認可證ヲ交付ス但シ建築物ニシテ他ノ法令ニ依リ其ノ使用ノ認可又ハ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ工事ノ一部竣工シタルトキハ請求ニヨリ其ノ一部分ニ對シ検査ノ上使用ヲ許可スルコトアルベシ

使用認可證ヲ亡失毀損シ又ハ記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ遲滯ナク書換再交付ヲ申請スベシ

●許可を受けた工事が竣工したときは、知事に其旨届出検査を受けなければならない。この趣旨は果して許可の事項を遵守して工事が施行せられ、實際使用し得るか否を検査するのである。

検査の結果使用するも差支なしと認めたときは、使用認可證を交付する、若し其の手續なしで使用したものは罰則がある。

尙其建築が市街地建築物法なりによつて、其の使用の認可なり許可を受けたものは、竣工届さへ提出すればよいことになつて居る。

尙又工業主の便宜の爲め工場の一部分が竣工したときは、其部分に對して検査の上使用することを許可せられる。

使用認可證は前述の通り、工場の内容の摘要を記載したものであるから、常に整備する必要がある。之を亡失又は毀損したときは遅滞なく再交付又は書換を受くべきことは、本條末項に規定する所である。

第五條 左ノ各號ノ一二該當スルトキハ五日以内ニ其ノ旨知事ニ届出ヅベシ但シ工

場法及之ニ基ク命令ニ依リ届出ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第二條第一號乃至第三號、第十三號ノ事項ヲ變更シタルトキ

二 事業ヲ開始シタルトキ

三 一月以上事業ヲ休止セムトスルトキ

四 工場ヲ廢止シタルトキ

五 工業主ヲ變更シタルトキ

六 本令ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキ

前項第五號ノ場合ニ在リテハ双方連署スペシ連署シ能ハザルトキハ其ノ理由ヲ具スベシ

●本條によつて許可を受けた事項の内、變更のあつた場合届出を要する工業主の住所氏名（法人に在つては其の名稱、主たる事務所々在地及代表者の氏名）工場の名稱及事業の種類、設置の場所及敷地の面積並起工、竣工期日、尙新設の場合は事業を開始したとき、一月以上事業を休止したとき、工場を廢止したとき、工業主を變更したとき（相續、譲渡、會社の合併に因つた場合で双方連署をする、若し連署出來ないときは理由を附して新工業主が爲すべきである）、本令の適用を受けざるに至つたときも届出をしなければならない。此等の届出

は事實の發生後五日以内に之を爲さねばならない。

唯但書に規定する通り、是等の事項は工場法及之に基く命令の規定によつて届出を爲すべきものと重複して居るので、工場法適用の工場が重複して届出づる手續を省略して、工場法に依る届出のみを爲せば足ることゝしたのである。

第六條 工場及附屬建設物並設備ニシテ危害ヲ生ジ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防若ハ除害ノ爲必要ナル施設ヲ命ジ又ハ其ノ全部若ハ一部ノ使用ヲ制限若ハ停止スルコトアルベシ

●本條は工場の建物又は設備が、保安危険若くは衛生上有害其他公益を害する虞ありと認めたとき、例へば公益豫防又は防害の設備が完全ならず、或は附近の状況に變化あり、公益保全の事情が著しく變化した時等には必要な改善を命じ、又は建物若くは設備の全部又は一部の使用を停止し又は禁止し得る旨の規定である。

第七條 工場ニ於テ火災、崩壊、破裂、爆發其ノ他事故發生シタルトキハ別記第二

號様式ニ依リ職工其ノ他ノ者就業中死亡シ若ハ重傷シ又ハ一時ニ五人以上ノ死傷者ヲ生ジタルトキハ別記第三號様式ニ依リ遅滞ナク知事ニ届出ヅベシ但シ工場法施行規則第二十五條及第二十六條並汽罐取締令第二十條ニ依リ届出ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

●本條は工場又は附屬建設物内に於て、火災又は爆發、汽罐、容器、勢輪又は高速度回轉機の破裂、或は工場附屬建設物、煙突等の倒壊等の事故が發生したときは第二號様式により。職工其他の者が就業中死亡者又は重傷者を出し、或は一時に五人以上の死傷者を出したときは第三號様式により遅滞なく届出を要する。

但し之等の事故で工場法施行規則第二十五條及第二十六條並汽罐取締令第二十條に依つて、届出を爲すべきものと重複して居るので、工場法及汽罐取締令の方で届出づる場合は本條の手續は省略し得るのである。

第八條 工場ハ左人構造、設備ヲ爲スベシ

- 一 作業場ハ採光、換氣並照明ヲ充分ナラシメ且適當ナル避難設備ヲ爲スコト
- 二 有害ナル瓦斯若ハ著シク粉塵ヲ生ズル場所又ハ爆發性、引火性料品ノ取扱作業場、貯藏場ハ之ヲ他ノ作業場ト遮断若ハ隔離スルコト
- 三 有害ナル瓦斯、蒸氣ヲ發生シ若ハ廢液ヲ排出スルモノ又ハ著シク惡臭、震動騒響ヲ發シ若ハ煤煙、粉塵ヲ飛散スルモノハ適當ナル除害並防止ノ施設ヲナスコト

●本條は工場を建設するに當つて、工業主が特に注意すべき事項を列挙したのである。各號に付て特に説明の必要はないのであるが、第二號及第三號は公益の保全といふ點に着目して居るのである。

第九條 工業主ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 非常口及危險ナル箇所ニハ適當ナル標示ヲナスコト

- 二 非常口及通路ハ避難ニ支障ナカラシムルコト
- 三 工場内ニハ適當ナル消火設備ヲナシ有効ニ保持スルコト
- 四 工場ノ内外ハ常に清潔ヲ保持スルコト
- 五 危険ナル作業場ニハ關係ナキ者ヲ濫ニ出入セシメザルコト

●工場法第一條適用工場に付ては、工業主が其の設備に關し遵守すべき事項を、概ね工場危害豫防及衛生規則並工場附屬寄宿舍規則に規定されて居る。本條に規定する事項もこれと重複するものがあるが、本令は工場法第一條適用工場以外の工場も、その適用範圍に包含するから、工業主の遵守すべき最小限度の事項を列舉したのである。各號に付ては特に説明の要はない。

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消スコトアルベシ

- 一 本令ノ規定ニ違反シタルトキ

- 二 許可ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ
- 四 許可ヲ受ケタル日ヨリ六月以内ニ工事ニ着手セザルトキ
- 五 工事竣工ノ見込ナキトキ
- 六 其ノ他公益上必要アリト認メタルトキ

●本條第一號乃至第六號の一に該當する事實のあつたときは、既に爲したる許可の取消を爲すことが出来る。許可が取消されたる後は工場を適法に設置することを得ないのであるから、之を除去しなければならないこともあらう。

唯第一號乃至第五號の一に該當する場合に於ても、必ず取消を爲すといふのではない。例へば本則の規定に違反した場合でも、直に之を更正したならば罰則の適用を受けることはあっても取消處分は受けざる場合がある。

第十一條 工場監督官吏又ハ警察官吏ハ工場ニ臨検スルコトヲ得

第十二條 本令ニ依リ知事ニ提出スペキ願届書類ハ所轄警察署ヲ經由スペシ

第十三條 工場法第十八條ノ規定ニ依リ選任セラレタル工場管理人ハ本令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第二條、第四條、第五條、第七條乃至第九條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ第十一條ノ規定ニ依ル臨検ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ゲタルトキ

●第二條違反、即ち許可を受けずして工場を設置し、第四條即ち、使用認可證の交付なくして工場を使用し第五條、第七條の届出義務を懈怠し、第八條、第九條の所定事項を遵守せず、

第六條の規定に基く改善命令、使用制限命令に遵はず、又は正當の事由なくして臨検を拒否し、又は妨害したときは拘留、科料に處せられるのである。

第十五條 工業主ニシテ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ工業主ニシテ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

第十六條 工業主又ハ第十三條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

附則

二六

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ存スル工場ニシテ本令ノ適用ヲ受クベキモノニ在リテハ本令ニヨリ
許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ工場ニ在リテハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ第一條ニ準シ知事ニ届出ヅベシ
大正五年三月靜岡縣令第十六號有害瓦斯及惡臭取締ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

●本令施行（昭和十二年五月六日）の際第一條に該當し適用を受くべき工場に付ては本令に依りて許可を受けたものとし取扱はれるのである。

若し其の手續をしない場合は、既得権は喪失されることになるのであるから、注意して可成速かに其手續を希望する。尙既存の工場でも規定の内容に牴觸するものに付ては、改善を命ぜられることは勿論である。

◎ 樣式第一號

使 用 認 可 證

◎樣式第二號

(年月日屆出)

工 場 名									
工 場 所 在 地									
工 業 主 又 八 人									
告報故事害災場工					事 業 ノ				
被 害 ノ 狀 况					種 類				
及 發 生 狀 況					事 業 ノ				
災 害 ノ 原 因					職 工				
數 者 傷 死					數 計				
性 別					工 男				
死 亡 者					女				
二 週 間 以 上 の 休 業 者									
休 業 ノ 要 スル 者									
其 他 ノ 負 傷 者									
計									
事 故 發 生 場 所					事故發生日時				
年 月 日 午 後 時 分									
數									
損 害 見 積 金 額									
圓 圓 圓 圓									
狀 況 施 設 防 警									
設 施 防 警 狀 況									
避 難 設 施 狀 況									
圓 圓 圓 圓									

◎樣式第三號

(年月日屆出)

二九

昭和十二年七月五日印刷
昭和十二年七月十日發行

靜岡縣

靜岡市吳服町二丁目廿四番地

印刷人 野崎重兵衛

靜岡市兩替町二丁目一番地

印刷所 池鶴堂印刷所

375

519

終

